

法律・計画の対象者

対象者	国(法・基本計画)		県計画(案)
視覚障害者	法	視覚障害、…により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者	活字により表現された書籍の認識が困難な視覚障害者
	計画	盲、弱視(ロービジョン)	
発達障害者	法	…、発達障害、…により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者	活字により表現された書籍の認識が困難な発達障害者
	計画	読字に困難がある発達障害者	
肢体不自由者	法	…、肢体不自由…により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者	活字により表現された書籍の認識が困難な肢体不自由者
	計画	寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者	
盲ろう	計画	(「おわりに」の項で、基本計画の対象者の例として記載)	活字により表現された書籍の認識が困難な盲ろう障害者
知的障害者	明記なし		活字により表現された書籍の認識が困難な知的障害者
その他	法	…その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者	活字により表現された書籍の認識が困難な…障害者等 (聴覚障害者等を想定)

＜参考＞ 国の基本計画に「配慮を必要とする者」として記載された者

聴覚障害者	○「計画の対象」の項に なお、読書環境の整備に当たっては、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要
知的障害者	
高齢者	○「おわりに」の項に 聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むことが必要
外国人	

他府県の計画における対象者

＜鳥取県＞令和3年3月

- ・読書バリアフリー法第2条第1項において定義されている視覚障がい者等(視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問わない。)
- (読書環境の整備に当たっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要)

＜大阪府＞令和3年3月

- ・視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者
- (読書環境の整備にあたっては、聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、さまざまな状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮)

＜徳島県＞案

- ・読書や図書館利用に困難のある視覚障がい者、発達障がい者、知的障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者